



年頭のご挨拶

皆様、明けましておめでとうございます。



年賀状にも書いたのですが、今企業の在り方、その社会性が問われています。法律はもちろんのこと、道徳、倫理、公序良俗、社会通念といった社会生活を営む上で意識し、守らなければならないことは数多くあります。これらのルールは歴史を経て、国や地域に住む人々が、より住みやすい仕組みとして作り出したものです。むろん、事実が真実と異なる場合も多くあり、また正しいと言われることも、時と場を変えれば、必ずしも正しいこととして受け入れられるとは限りません。こうした現状を踏まえううえで、なお、個人や企業が私利私益に走ることなく、社会全体の公益のために行動することが必要です。

企業においても社会におけるルールを今一度点検し、社会の情勢も見据えううえで、自分たちの理念や行動規範として組み立て直さなければなりません。そしてその理念、規範に従って行動し、社会の一員として役割を正しく果たして行かなければならないことは必定です。また今日においてはそうした意思を示すことが、企業の価値を生み、人々から信頼される基礎となると思っております。

私たち社会保険労務士法人サトーでも、職員の一人一人が企業の社会性を強く認識し、公益のために貢献できるよう努力を重ねてまいります。また法律に携わる職業人として、その専門性をさらに高めるよう学び合い、その結果を皆様のお役にたてるようお伝えしていく所存です。

本年もどうぞよろしくお付き合いください。

年頭に当たり、皆様のご多幸をお祈りいたします。

平成 28 年正月



社会保険労務士法人サトー

代表社員 佐藤克則

SATO'S NEWS LETTER

2015 年 12 月号・2016 年 1 月
合併号 (No.75)

CONTENTS

- 年頭のご挨拶P.1
- 助成金情報.....P.2
- 人事労務ニュースP.2
- ストレスチェックと面接指導
の実施に係る流れP.3
- 企業PRコーナー「イービーエ
ス株式会社」様P.4
- SATO'S INFORMATION
.....P.4

1 月の社会保険労務と税務

12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収
税額の納付
- 特例による源泉徴収税額の納付
(7~12 月分) (納期特例届出書
提出者は 1/20 までに納付)
- 一括有期事業開始届の提出

2 月 1 日

- 労働者死傷病報告書の提出
(休業 4 日未満 10~12 月分)
- 健保・厚年の保険料納付
- 労働保険料の納付
(延納第 3 期分)
- 法定調書の提出
- 給与支払報告書の提出
(1 月 1 日現在のもの)
- 固定資産税の償却資産に関する
申告



助成金情報

「いきいきパパの育休奨励金」

★ 広島県のイクメン応援企業支援制度

いきいきパパの育休奨励金

男性従業員が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に奨励金を支給します。

	1週間以上1ヵ月未満	1ヵ月以上
1人目	20万円	30万円
2～5人目	10万円	20万円

※1事業所について、取得者5人目までが支給対象



支給要件

- 1 常時雇用する労働者の数が300人以下であること。
- 2 一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。
- 3 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録していること。
- 4 広島県育メン休暇応援制度に登録していること。
- 5 県内の事業所に勤務する男性従業員が、その養育する子が1歳2ヶ月に達するまでに、連続して1週間以上の育児休業等を取得していること。



いきいきパパ 広島県 検索

育メン休暇応援制度
(男性育児休業等促進宣言企業登録制度)

男性従業員の育児休業等の取得促進に取り組むことを宣言した企業等を、県が登録する制度です。登録企業には、登録証を交付するとともに、宣言内容を県ホームページで広く紹介します。

育メン休暇応援制度 広島県 検索

仕事と家庭の
両立支援資金

男性従業員が育児休業等を取得又は取得する予定がある中小企業等が利用できる県の長期・低利の融資制度です。事業活動全般に必要な運転設備資金が対象です。

仕事と家庭の両立支援資金 広島県 検索

人事労務ニュース

労働基準法等の一部を改正する法律案のサマリー

施行期日：平成28年4月1日

(ただし、Iの(1)については平成31年4月1日)

1. 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

- (1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し
- (2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設
- (3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得
- (4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進

2. 多様で柔軟な働き方の実現

- (1) フレックスタイム制の見直し
- (2) 企画業務型裁量労働制の見直し
- (3) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

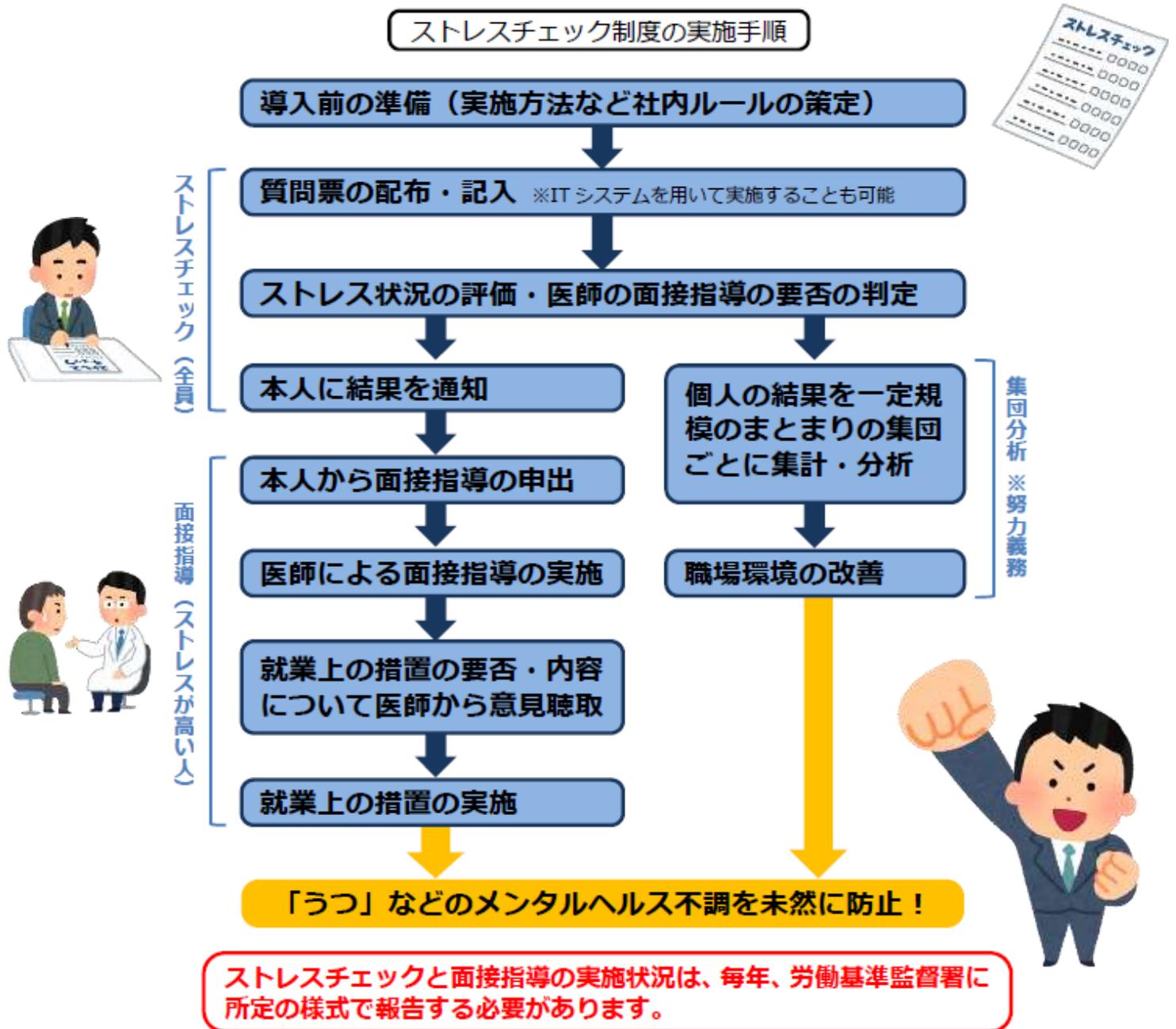


ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ

(施行日：平成 27 年 12 月 1 日)

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。（労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務）

2015 年 12 月 1 日から 2016 年 11 月 30 日までの間に、全ての労働者に対して 1 回目のストレスチェックを実施しましょう。



■ ストレスチェック実施前後に効果的な研修プログラム例

管理職層向け	ハラスメント研修、タイムマネジメント研修、コミュニケーション研修
全従業員向け	コミュニケーション研修、ワークライフバランス研修、キャリア研修

企業PRコーナー 「イービーエス株式会社」様

ご自身の適正量、ご存知ですか？

アルコール体質は9タイプに分かれます。
それぞれ、注意すべきことが違います。
ご自身の体質を知ること、
アルコールとの付き合い方が分かります。

新入社員教育
労務管理
に役立ちます。

健診センター
への導入実績

EBS

Evidence Based Selfmedication

イービーエス株式会社
〒731-0138
広島市安佐南区祇園3-26-3
TEL:082-832-5570
FAX:082-832-5573

依存症リスクが最も高い 大酒飲みタイプ 	飲酒による健康リスクが最も高いタイプ 	お酒を受けつけない 完全下戸タイプ 
日本人の頻度 2.8% W1型	日本人の頻度 1.8% R1型	日本人の頻度 0.3% RR1型
つい飲みすぎてしまう 大酒飲みタイプ 	飲酒による健康リスクが高いタイプ 	お酒を受けつけない 完全下戸タイプ 
日本人の頻度 16.0% W2型	日本人の頻度 14.4% R2型	日本人の頻度 3.3% RR2型
つい飲みすぎてしまう 大酒飲みタイプ 	飲酒による健康リスクが高いタイプ 	お酒を受けつけない 完全下戸タイプ 
日本人の頻度 30.8% W3型	日本人の頻度 24.7% R3型	日本人の頻度 5.9% RR3型



結構で口内をこするだけ。
約2週間で結果レポートが届きます。

アルコール感受性
遺伝子検査

5,278円 (本体価格)

(独) 国立病院機構

久里浜医療センター

院長 樋口 進 先生

SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報



「助成金申請の仕方講座」

明日にでも申請可能！2015年サトー申請実績100件超の講師とその場で一緒に計画書や申請書を作成してみませんか。

- 日程 ※いずれも13:30~16:30までの受講
キャリアアップ助成金 1月22日(金)
企業内人材育成推進助成金 2月9日(火)
業務改善助成金 2月16日(火)

- 場所
1月22日(金)：MDX 広島ビル8階 セミナールーム
2月9日(火)：合人社ウエンディひと・まちプラザ研修室
2月16日(火)：合人社ウエンディひと・まちプラザ研修室

- 受講料
各25,000円(税別)



「今どき新人・若手の育て方」

“ゆとり世代”や“さとり世代”と呼ばれる新人や若手の育成に活かせませんか。貿易ゲームを通じて、相互コミュニケーションや協調性の重要性をあらためて感じとってみませんか。

- 日程：1月19日(火) 13:00 ~ 17:00
- 場所：MDX 広島ビル8階 セミナールーム
(広島市中区大手町1-6-2)

- 受講料：無料
- 研修で得られる効果
 ↳今どき新人・若手の傾向を知ることができる。
 ↳業務の適性やグループ内での性格を知ることができる。
 ↳相互コミュニケーションや協調性の重要性を学べる。

「企業成長戦略支援センター 新年会」

弁護士法人広島メープル法律事務所／松本峯春事務所／社会保険労務士法人サトー

- テーマ：「運気を呼び込む事業の風水」
- 場所：メルパルク広島 広島市中区基町6-36
- 日時：平成28年1月15日(金)
- 費用：企業成長戦略支援センター会員 5,500円
一般 6,000円
- (講演)18:30~19:30 (懇親会)19:30~20:30

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00~18:00
電話：082(546)2080 FAX：082(546)2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00~18:00
電話：03(5829)8982 FAX：03(5829)8983